



報道関係者 各位

平成29年10月17日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 高橋 拓

室長補佐（指導担当） 落合 幸子

（電話）028-633-2795 （FAX）028-637-5998

「女性活躍推進企業」として2社を認定

～県内「えるぼし」認定企業3社に～

栃木労働局（局長 しろかね としき 白兼 俊貴）では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定企業（えるぼし認定企業）（※）として、次の2社を認定しました。これで県内のえるぼし認定企業は、計3社になりました。

- CDPフロンティア株式会社 （3段階目）
（宇都宮市、代表取締役社長 田村 篤史）
- ケーブルテレビ株式会社 （3段階目）
（栃木市、代表取締役 高田 光浩）



認定マーク「えるぼし」

認定通知書交付式

日時：平成29年10月23日（月）14：00より（撮影可）

場所：栃木労働局 局長室

（宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎4階）


☆ 当日の取材をお願いします。

（※）「えるぼし認定企業」とは・・・



- 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組（採用、就業継続、キャリアアップなど）の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局長への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
- 認定は取組の実施状況により、3段階あります。
- 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

女性活躍推進法に基づく認定企業名（栃木労働局管内）

<平成28年度>

認定段階	企業名	所在地(市町名)
3段階目 	シーデーピージャパン株式会社	宇都宮市

<平成29年度>

認定段階	企業名	所在地(市町名)
3段階目 	CDPフロンティア株式会社	宇都宮市
3段階目 	ケーブルテレビ株式会社	栃木市

「えるぼし認定」を取得しましょう!

えるぼし認定の段階

認定の段階の区分は、次の5つの評価項目のうち、

- **5つの基準全て**満たしている場合は、**3段階目**
- **3つ又は4つ**の基準を満たしている場合は、**2段階目**
- **1つ又は2つ**の基準を満たしている場合は、**1段階目**



上記はいずれも、

- ✓ 満たしている実績については、実績値を**厚生労働省のウェブサイト※1**に**毎年公表**することが必要。
- ✓ 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について、**厚生労働省のウェブサイト※1**に**公表**するとともに、**2年以上連続してその実績が改善**していることが必要。

※1(厚生労働省 女性の活躍推進企業データベース) <http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

※2 なお、そのほか「関係法令に違反する重大な事実がないこと」などの基準もあります。認定基準や制度の詳細、申請書様式などについては、以下のURLを参照してください。

(厚生労働省 女性活躍推進法特集ページ) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

えるぼし認定の評価項目

女性活躍推進法特集ページ



で検索

【評価項目1:採用】

男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること

(※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと(期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限り))

【評価項目2:継続就業】

①「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限り)

又は

②「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者の継続雇用割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.8以上であること(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒採用者等に限り)

【評価項目3:労働時間等の働き方】

雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること

【評価項目4:管理職比率】

① 管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること

又は
② 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が0.8以上であること

【評価項目5:多様なキャリアコース】

直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換(派遣労働者の雇入れ含む)
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用